

株式事務手続のご案内

証券会社の振替口座でご保有の株式に関するお手続の場合

- お取引の証券会社にお申出ください。

株主総会資料の書面交付請求のお手続

- お取引の証券会社または三井住友信託銀行（当社株主名簿管理人）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 書面交付請求お問い合わせ先

専用コールセンター

電話 0120-533-600（フリーダイヤル）

担当者による対応：受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

自動音声での対応：24時間365日対応可能

以下ウェブサイト内のチャットボットからもお手続いただけます。

https://faq-agency.smtb.jp/category/show/414?site_domain=personal#chat

特別口座に記録された株式に関するお手続き

- 下記の当社特別口座管理機関もしくは取次窓口までお申出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

（郵便物送付先・電話照会先）

〒168 - 0063

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

取次窓口

三井住友信託銀行株式会社 全国各支店

<https://www.smtb.jp/personal/branch/index.html>

特別口座に関するご注意

- 次のような株式が特別口座に記録されております。

2009 年 1 月 5 日の株券電子化移行日までに、株券を証券保管振替機構に預託されなかった株式

（例：タンス株券、単元未満登録株式 等）が特別口座に記録されております。

なお、特別口座には株券電子化移行日までご保有の株券の名義に基づき記録されておりますので、
名義書換をお忘れになられていた場合は、株主としての権利を失う恐れがあります。ご不明な点が
ありましたら上記 三井住友信託銀行にお問合せください。

- 特別口座では市場で株式の売却はできません。

株式を市場で売却するためには、証券会社にご自身の名義で口座を開設し、特別口座に記録された
株式を証券会社の口座に振り替える手続きが必要になりますのでご注意ください。